

アイヌの伝統的生活空間 “イオル”の再生

国土交通省北海道局総務課アイヌ施策室

アイヌの伝統的生活空間の再生は、自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場（イオル）をイメージして、森林、耕地、水辺等において、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木・草本、魚類・動物等の自然素材が採取・捕獲でき、その素材を使って、アイヌ文化の伝承・体験・交流等の活動が行われるような場を形成するものです。

アイヌの伝統的生活空間の再生は、内閣官房長官の私的懇談会である「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が平成8年4月にまとめた報告書における提言の一つであり、今後推進すべきアイヌ文化振興のための重要な施策の一つです。

アイヌの伝統的生活空間の再生を具体的な施策として実施するため、平成17年7月に「アイヌの伝統的生活空間に関する基本構想」が取りまとめられており、この基本構想を踏まえ、平成18年度予算において新たにアイヌの伝統的生活空間の再生の関連経費が計上されました。

以下では、アイヌの伝統的生活空間の再生に関するこれまでの経緯とその必要性などについて紹介します。

1 アイヌ文化関連施策の現状

(1)ウタリ対策懇談会の提言

内閣官房長官の私的懇談会である「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」(以下「ウタリ対策懇談会」と略称)は、平成8年4月にまとめた報告書において、アイヌの伝統や文化について、アイヌの人々の民族としてのアイデンティティの基盤とも言うべき言語や伝統文化等は、十分な保存、継承が図られているとは言い難い状況にあること、また、アイヌの人々の民族としての歴史や伝統、現状が国民一般に正しく理解されているとは言えない状況にあることを指摘しています。

さらに、この報告書においては、このような状況を踏まえ、存立の危機にあるアイヌ語やアイヌの伝統文化の保存・振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展に資することを、ウタリ対策の新たな展開を

るための基本理念とし、この基本理念と関係施策の具体的な調和を図ることが必要であるとしています。そして、このための新しい施策として、①アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、②アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興、③伝統的生活空間の再生、④理解の促進を柱に展開すべきことを提言しています(参考1)。

この報告書を受けて、平成9年5月、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下「アイヌ文化振興法」と略称する)が制定されました。

また、同年7月には、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する法人として、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」

が設立されました。

(2)アイヌ文化関連施策の現状と課題

アイヌ文化振興法の制定以降、アイヌの人々の自主性が十分に尊重され、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けて、国及び北海道は、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等の知識の普及及び啓発に関する具体的な施策の充実を図ってきています。その具体的な施策の実施については、アイヌ文化振興・研究推進機構が、平成9年度から、ウタリ対策懇談会が提言した新しい施策のうち、アイヌ文化等に関する研究の推進、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興、アイヌの伝統や文化に関する知識の普及や啓発を推進するため、様々な事業を全国に向けて展開してきています。

その結果として、アイヌの人々を始め、国や地方公共団体による施策、アイヌ関係団体などの多くの関係者の努力により、アイヌ文化等に関する

研究の推進、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興、アイヌの伝統や文化に関する知識の普及や啓発に関しては、徐々に進展を見せています。

一方で、アイヌ文化の伝承活動に関して、人材育成の遅れなどの課題があることも指摘されており、これらの施策のさらなる推進を図ることが必要であることから、アイヌ文化振興法に基づく業務の展開を行うこととされているアイヌ文化振興・研究推進機構を中心にして、同機構が実施する諸事業の見直し等を図りながら、その効果的な実施に努めていくことが必要です。

2 必要性と意義

(1)残された課題

ウタリ対策懇談会が提言した新しい施策のうち、具体的な施策として実施に移されなかったアイヌの伝統的生活空間の再生については、その施

(参考1)

「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」 報告書における新しい施策（提言概要）

○新しい施策の概要

新しい施策は、以下の4点を柱として展開すべきである。

- ① アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進
(共同研究の推進、研究者の育成・支援等)
- ② アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興
(常設アイヌ語講座、伝統技術の復元・再生、国際交流、顕彰等)
- ③ 伝統的生活空間の再生

アイヌ文化を総合的に伝承するため、アイヌの伝統的な生活の場（イオル）の再生をイメージし、様々な展示施設等を盛り込んだ空間を公園等として整備することが望まれる。なお、その整備及び管理に当たっては、地元の意向と取組を重視し、尊重することが大切である。

この空間には、自然と共生するアイヌの人々の知恵を生かした体験や交流の場、アイヌの人々の自然観に根差した工芸技術の伝承の場等を整備するとともに、その中での伝統工芸の材料の確保等が一定のルールの下に自由に行えるよう所要の配慮を行うことも検討されるべきである。

①～③の施策について十分に連携を図って実施すべきである。このため、国と地方公共団体による財政的支援を前提とし、特定の業務を行うものとして国の指定を受ける「アイヌ文化振興・研究推進機構」（仮称）による実施や支援を図ることを検討すべきである。また、上記機構の運営についてはアイヌの人々の自主性が尊重される運営のあり方が検討されるべきである。

④ 理解の促進

人権擁護に資する活動の一層の推進へ配慮が望まれる。アイヌ文化を含めアイヌに関する知識や教育の普及・充実が極めて重要である。上記の新たな施策実施主体も積極的に取り組むべきである。

○新しい施策の実施

- ・アイヌの人々の理解が得られ、さらに、国民的コンセンサスにまで高まっていくことが重要である。
- ・政府は一体として対応し、具体的な施策の早期確立を図るとともに、所要の施策を可能な限り新たな立法措置をもって実施を図ることが望まれる。
- ・北海道及び関係市町村にあっては、これらに関連する施策の一層の充実が図られるよう期待する。

策の具体化に向け、この提言を基礎として、今日までにいくつかの検討が行われてきましたが、具体的な進展を見るに至りませんでした。

このような状況を打開するため、平成16年7月、アイヌ文化振興等施策推進会議（国土交通省北海道局、文化庁、北海道、アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道ウタリ協会により構成）は、この残された課題について、具体的な施策の実施に向けた検討を進めることとし、同年8月、学識経験者及びアイヌ文化伝承活動実践者により構成される「イオル再生等アイヌ文化伝承方策検討委員会」（委員長：佐々木高明国立民族学博物館名誉教授）が設置され、アイヌの伝統的生活空間の再生を中心としたアイヌ文化伝承活動の課題の解決方策について、具体的な検討を開始しました。

この委員会の検討結果を踏まえて、平成17年7月、アイヌ文化振興等施策推進会議において「ア

イヌの伝統的生活空間に関する基本構想」を策定しています（参考2）。

(2)自然空間の再生・整備の必要性

ウタリ対策懇談会の報告書にあるように、アイヌの人々は、川筋等を中心とした伝統的な生活領域で、狩猟・採集・漁撈を中心とした生業を営む中で独特の文化を育んできました。アイヌ文化は自然とのかかわりが深い文化であり、現代に生きるアイヌの人々も自然との共生を自らの民族的アイデンティティの重要な要素として位置付けています。

また、アイヌ文化は歴史的遺産として貴重であるにとどまらず、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊かさの証しとなるものであり、特に自然とのかかわりの中で育まれた豊かな民族の知恵は、広く世界の人々が共有すべき財産であると言えます。

(参考2)

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想（概要）

1. 自然空間の再生・整備の必要性

- アイヌ文化の保存、継承、発展を図るためには、アイヌ文化を育んできた自然を再生し、個別の文化活動を実践していく上で必要な自然素材の確保が具体的に可能となるような自然空間の整備、再生し、良好な状態で維持していくことが不可欠である。

2. 基本的な機能・形態

- アイヌの伝統的生活空間の再生は、自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場（イオル）をイメージした、自然を基本とする空間を形成するものである。
- この空間においては、
 - ①アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の確保が一定のルールの下で自由に行うことができる。
 - ②その空間において確保された自然素材を活用した、アイヌの人々の自然観に根差した工芸技術等の文化の伝承活動、自然と共生していたアイヌの人々の知恵を生かした文化の体験あるいは交流等の活動が行われる。
- この空間は、森林、耕地等の領域、河川・海岸等の水辺の領域のほか、これらの自然空間と一体的に利用される付随的な空間も含んだ総体であり、樹木・草木等の植物の採取や栽培、魚類・動物の捕獲や保護、これらの活動に関連する文化的な営みなどの活動が行われる。

3. 仕組み・活用施策等

- 必要な自然素材の確保に当たっては、自然空間における採取、捕獲、栽培等に加え、空間におけるアイヌ文化の伝承活動、体験あるいは交流等の活動の目的を達成するため、必要に応じて、購入や他の地域からの入手等も合わせて行う。
- 確保された自然素材の入手、配分、加工、調整、利用、保存等を含む一連の工程としての仕組みを構築する。

4. 施策の展開

- 具体的な施策の実施においては、アイヌ文化振興・研究推進機構を中心とする仕組みを基本とし、また、空間の管理運営については、関係市町村やアイヌ文化伝承活動実践者又は団体等により管理運営の実務を担う組織を整備する。
- 施策の展開や地域の設定等に当たっては、それぞれの地域の事情も踏まえながら、アイヌの人々の自主性が尊重され、その意向が反映されることが大切である。また、施策が展開される空間全体がネットワークとして効果的に運用されるよう、機能の分担や連携を図る。
- 当面は、先行して進めることとされた地域において重点的に施策の展開を図ることにより、効果的な施策の推進を目指す。
- 施策の目的を達成するために必要とされる設備・施設等については、既存の設備・施設等を積極的に活用する。

このような文化的背景を有するため、流域を中心とした生活領域において自然と共生していたアイヌの人々が、その文化の保存、継承、発展を図るためには、アイヌ文化を育んできた自然を再生し、個別の文化活動を実践していく上で必要な自然素材の確保が具体的に可能となるような自然空間の再生と整備が必要であり、その自然空間を良好な状態で維持していくことが不可欠です。

このように自然と共生してきたアイヌの人々がその文化の保存、継承、発展を図る上で必要不可欠なものであるにもかかわらず、これまでは自然アイヌの伝統的素材の確保のための対応策がほとんど講じられてきませんでした。このような状況を克服するためには、アイヌの人々による伝承活動の拠点となることが期待される地域において、アイヌの伝統的生活空間の再生をイメージして、このような自然空間を再生・整備し、維持していくことが必要であり、そのことにより、必要な自然素材を確保することは、アイヌ文化の保存、継承、発展に大きく寄与することが期待されます。

確保された自然素材は、必要に応じて、北海道以外の地域をも含め、地域を越えて提供されることなどにより、その効果が広く波及することが期

待されます。また、同時に、この空間を有効的に活用することを通じて、アイヌの伝統や文化に関する国民全体への知識の普及や啓発が図られることが期待されます。

3 今後の具体的取組み

アイヌの伝統的生活空間に関する基本構想を踏まえ、平成18年度予算において、アイヌの伝統的生活空間の関連経費として新たに33百万円（国土交通省分28百万円、文化庁分5百万円）が計上されています（事業費ベース：約66百万円）。

平成18年度においては、アイヌの伝統的生活空間の再生について本格的な展開を図っていくための具体的取組みとして、先行実施地域とされた白老地域において、アイヌの伝統的生活空間の再生の中核となる空間活用事業（地域計画の策定、土地利用調査等、自然素材の入手・利用等）及び自然素材育成事業（自然素材の育成、試験栽培等）を推進することとしています。

今後とも、地元市町村や関係団体等と十分に連携を図りつつ、アイヌの伝統的生活空間の再生事業の着実な推進に努めてまいります。

